

社会保険の民間開放

1. 現状

社会保険庁は、昭和 36 年の国民年金制度の創設に伴い、増加する社会保険関連の事務、事業の効率化を図るため、企画立案部門と現業部門を分離し、昭和 37 年に厚生省の外局として設置された。

現在、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の各事業の運営実施について、以下のような業務を行っている。

< 主な業務 >

適用（加入、保険料減免等） 徴収（含む督促、滞納整理）
年金相談
給付
情報管理
上記 ～ に付帯する業務

組織は、概ね以下のとおり。

本庁組織（総務部、運営部）：業務全体の調整、出先機関の監督
社会保険大学校：職員の研修機関
社会保険業務センター：年金業務
地方社会保険事務局：地方支分部局として各都道府県に設置
社会保険事務所：地方社会保険事務局の出先機関

常勤職員数は横ばいで推移しているものの、非常勤職員数は過去 5 年で倍増（平成 16 年度予算ベース：計 24,867 人）

常勤職員数：17,466 人

非常勤職員数：7,401 人（うち、国民年金推進委員（＊１）2,566 人、
謝金職員（＊２）4,835 人）

（＊１）国民年金保険料の未納者に対し、戸別訪問による国民年金制度の周知、保険料の納付督促及び収納、口座振替の促進等を行う非常勤職員。

（＊２）専門的知識や能力を必要とする年金相談・レセプト点検等の業務を行う非常勤職員。

2. 問題意識

官業であるが故に、事務、事業における効率化、保険料徴収などにインセンティブが働かず、その質的向上の努力を怠ってきた。その結果、具体的には以下のような問題点が起きている。

(1) 未納率の上昇

国民年金

2003 年度には国民年金保険料の納付率が 63.4%と、極めて低い水準にとどまっている。未納のまま時効となった国民年金保険料が、2003 年度で 8,476 億円に上り、10 年前の 1994 年度と比べ、約 2.1 倍に膨れ上がった。

また、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」で社会保険庁が提出した「緊急対応プログラム（平成 16 年 9 月 17 日）」において、未納者 3 万人に対して強制徴収を行うなどの報道もあるが、これは未納者全体の僅か 0.3%に過ぎない。同プログラムでは、平成 19 年度までに徴収率 80%を目標にしているが、免除申請者を増加させるなどの分母を減らす対策が大半で、本来行うべき「徴収」業務の強化策が殆ど講じられていない。（別紙 参照）

厚生年金

厚生労働省の説明では、厚生年金における徴収率は 99%とのことであるが、これは既に厚生年金加入手続済みの事業所を分母とした数値であり、本来であれば原則加入義務を負う、法人及び従業員 5 人以上の個人事業主に対し、社会保険事務所による適切な対応が行われていないとの報道もあるばかりか、未加入事業所を含めた実際の未納率すら把握されていない。

(2) 非効率な運営

総務省「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第一次勧告（平成 16 年 10 月 8 日）」及びその関連報道において、社会保険庁の職員 1 名当たりの業務量は、都道府県によって大きな格差（*）があり、非効率な職員配置が指摘されている。（別紙 参照）

（*）職員 1 名当たりの被保険者数、事業所数、受給者数等により算出。

定員 1 名当たりの業務対象数が最も多い事務局は千葉県、最も少ないのが鳥取県で、その格差は約 3.4 倍となっている。

(3) 窓口サービスの低下

現場の社会保険事務所では、年金等の相談窓口が混雑しており、利用者による評価も芳しくなく、開庁時間も短いなど、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。

今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、窓口サービスの抜本的な見直しが求められる。

(4) 不正な保険料使用、不祥事

国民に還元するとの名目で、年金福祉事業として、年金福祉施設に多額の資金が投入（約 1.5 兆円もの保険料がつぎ込まれたといった報道あり）されてきた。また、保険料の不正使用、不透明な随意契約、個人情報漏洩等、職員による不正事件などが相次ぎ起こっている。

3. 改革の方向性

今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しくなることが予想され、また、国民の社会保険制度に対する不信感は頂点に達している。さらに、社会保険制度のみならず、その実務を担う社会保険庁に対する不信が増大しており、国民年金を中心に徴収率を向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

上記のような多大な課題を抱える、社会保険事業を適正かつ透明で効率的な運営へ短期で変革するためには、社会保険庁のあり方や事務、事業について抜本的な見直しが不可欠である。

(1) 社会保険業務・組織全般の抜本的見直し

社会保険庁において改革が着手されているものの、スピード感に問題があるのではないかと、などといった指摘がある。社会保険業務の効率性を向上させるためには、徴収から運用にわたる社会保険の事務、事業の全てを現体制で実施するには限界がある。

社会保険の事務、事業において、民間事業者のノウハウが活用できる分野は多い。「民でできることは民で」を实践すべく、全ての事務、事業について、民間譲渡・民間委託を推進し、徴収率の向上、業務の効率化、国民本位のサービスを実現していくべきである。

社会保険の事務、事業の民間開放の推進とあわせ、組織全般についても、独立行政法人化、他の行政機関との業務の統合、地方への移管、公設民営方式の活用なども含め、その在り方について、抜本的な見直しを行うべきである。なお、これらを行う際も、民間開放を促進しつつ、業務を効率化することが大前提となる。

(2) 民間開放の一手法としての「市場化テスト」の実施

「(1) 社会保険業務・組織全般の抜本的見直し」を推進する手段として、**市場化テストの活用**があげられる。

民間からの具体的な提案に応じて、下記の分類により民間開放を推進する。

事業毎（保険料徴収業務、適用業務、年金相談業務、給付業務、情報管理業務など）

地域毎（都道府県社会保険事務局、社会保険事務所単位など）

上記の通り、民間譲渡・民間委託（公設民営等）を可能なものから早急に実現する。なお、特に **については、当該自治体の協力を得て、特区制度も活用**する。

中間報告時点（11/8）では、以下の業務等についての民間提案が提出されている。（**社会保険庁関係で合計 12 提案**）

公設民営

社会保険事務所が実施する健康保険、国民年金、厚生年金等事業に係る適用・徴収・給付手続業務及びこれに付随する相談業務を、施設単位で包括的に市場化テストの対象とする。

保険料徴収

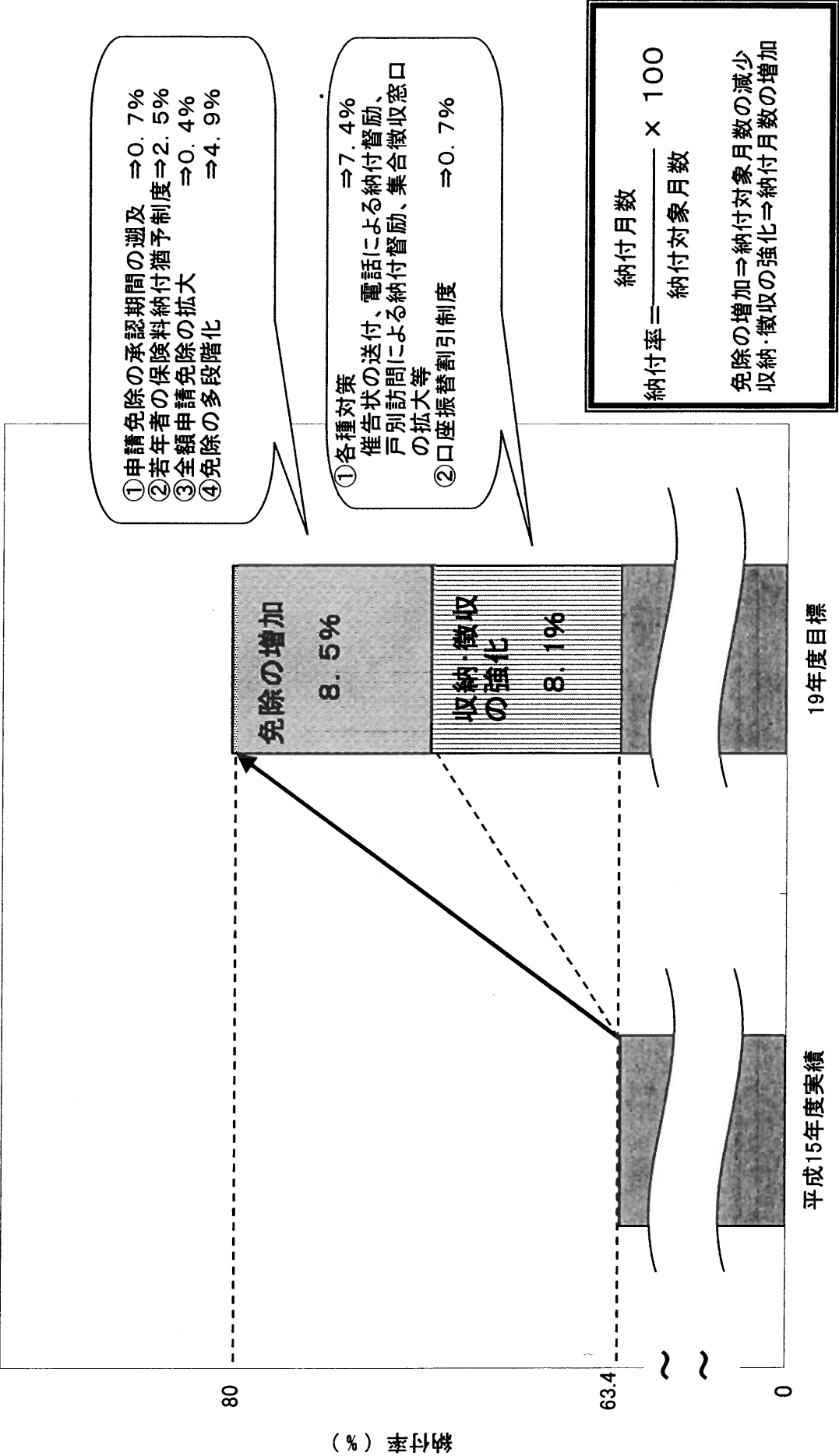
国民年金等保険料の徴収（文書・電話催告、現地調査支援、未納者に対する回収などを含む）を市場化テストの対象とする。

社会保険庁のバックオフィス事務

以下の業務を市場化テストの対象とすべき。

- ・人事業務に関する給与事務及びこれに付随するデータ入力代行及び管理業務や、そのシステムの導入並びに保守運用作業
- ・社会保険庁で発生していると想定される帳票（紙媒体）のデータエントリー事業
- ・福利厚生事業

納付率80%を達成するための施策



国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）

1. 策定の背景

昨年8月及び本年7月に開催された「国民年金特別対策本部会議」において、国民年金保険料の納付率を、当面、平成19年度までに80%に引き上げることが決定された。この目標達成に向けて「緊急対応プログラム」において、各地方社会保険事務局及び事務所毎に地域の特性等を踏まえた年度別行動計画（アクションプログラム）を策定することが盛り込まれたところであり、今後、その策定結果をとりまとめたものである。

2. 策定の基本的な考え方

- 各事務局、事務所が地域特性を考慮して主体的に策定したもの。
- 今回の行動計画の内容は、平成19年度までの年度別目標納付率及び平成16年度中の具体的な対策毎の月別行動目標で構成。

(1) 年度別目標納付率

- ・ 平成15年度実績をもとに法律改正の影響を見込んだ平成19年度までの目標納付率。
- ・ 各事務局及び事務所は、20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された平成9年度の納付実績値を平成19年度の目標値として策定。

(2) 平成16年度中の具体的な対策毎の月別行動目標

- ・ 月別行動目標は、未納者の特性に応じて①催告状、②電話督促、③戸別訪問、④集合徴収、⑤口座振替加入などを中心とした納付督促対策と申請免除等の勧奨対策について策定。
- ・ 各月毎の達成状況を進捗管理し、必要に応じて逐次見直しを行う。
- ・ 平成16年度の実施結果を踏まえて、効果的な対策にシフトするなどにより、翌年度の行動計画の策定を行う。

3. 行動計画

(1) 年度別目標納付率

全 国	平成15年度 実績	平成16年度 目標	平成17年度 目標	平成18年度 目標	平成19年度 目標	(参考) 平成9年度 検認率(%)
納付対象月数(万月)	21,276	20,880	20,179	19,352	18,558	
納付月数(万月)	13,492	13,716	14,020	14,423	14,847	
納付率(%)	63.4	65.7	69.5	74.5	80.0	79.6

(2) 平成16年度中の主要な対策毎の行動目標

平成16年度の行動(目標)			
催告状発送件数 (万件)	電話納付督促件数 (万件)	戸別訪問督促件数 (万件)	集合徴収案内状発送 件数(万件)
4,149	635	1,312	1,726

(参考) 法律改正事項の納付率への影響

	17年度平均	18年度平均	19年度平均
口座振替割引制度(17.4施行)	0.3%	0.7%	0.7%
申請免除の承認期間の遡及(17.4施行)	0.4%	0.7%	0.7%
若年者の保険料納付猶予制度(17.4施行)	0.9%	2.5%	2.5%
全額申請免除(単身世帯)の拡大(17.7施行)	0.1%	0.4%	0.4%
免除の多段階化(18.7施行)	0.0%	1.0%	4.9%
合計	1.6%	5.2%	9.2%

年度別目標納付率の概念

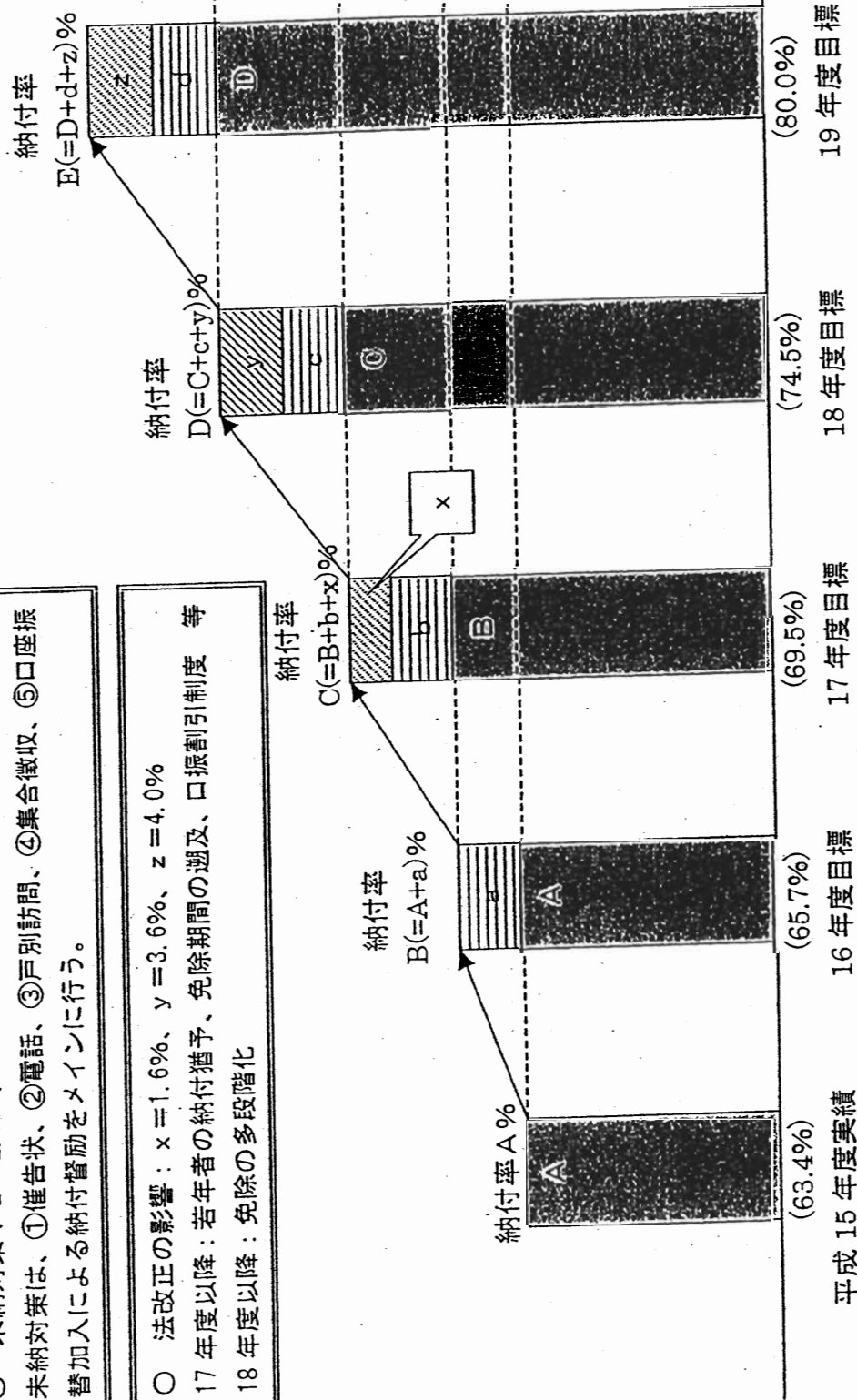
○ 未納対策：a=2.3%、b=2.2%、c=1.4%、d=1.5%

未納対策は、①催告状、②電話、③戸別訪問、④集合徴収、⑤口座振替加入による納付督促をメインに行う。

○ 法改正の影響：x=1.6%、y=3.6%、z=4.0%

17年度以降：若年者の納付猶予、免除期間の選及、口座割引制度等

18年度以降：免除の多段階化



納付率80%を達成するための施策ごとの効果

平成15年度において63.4%であった納付率は、種々の収納対策、制度改正により平成19年度までに80%に引き上げることを目標としているが、主なものは以下のとおり。

【制度改正事項】

口座振替割引制度（17年4月実施） → 0.7%UP

- ・翌月末が納付期限の保険料を当月末に口座振替した場合に割引を適用。

申請免除の承認期間の遡及（17年4月実施） → 0.7%UP

- ・申請月の前月からとなっている申請免除・学生納付特例の承認期間の始期を原則として直前の7月・4月に変更。

若年者の保険料納付猶予制度（17年4月実施） → 2.5%UP

- ・低所得である若年者について、親などの世帯主の所得にかかわらず保険料納付を猶予。

全額申請免除（単身世帯）の拡大（17.7月実施） → 0.4%UP

- ・単身世帯の免除基準の緩和など世帯類型の均衡を図る見直し。

免除の多段階化（18.7月実施） → 4.9%UP

- ・出来るだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除、1/4免除の段階を追加。

【その他事項】

各種収納対策 → 7.4%UP

（ 未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
電話による納付督促
戸別訪問による納付督促・収納
集合徴収窓口の拡大
等 ）

勧告事項③ 社会保険事務局等の定員配置の見直し

現状・実態

各社会保険事務局管内の定員1人当たりの第1号被保険者数等

(単位：人、事業所)

区分	社会保険 事務局名	定員 a	国民年金		厚生年金保険 事業所数 d	政府管掌健康保険 事業所数 e	基礎年金受給 権者数 f	計 (b+c+d+e+f) g	定員1人当たり 数 g/a
			第1号被保険者数 b	第3号被保険者数 c					
(全国)		16,658	21,774,826	11,333,658	1,651,493	1,522,868	20,663,480	56,946,325	3,418.6
定員1人当 たりの業務 対象数が高い事務局	千葉	351	1,081,861	613,131	38,169	33,128	800,185	2,566,474	7,311.9
	埼玉	402	1,252,341	725,675	50,126	45,988	858,507	2,932,637	7,295.1
	神奈川	608	1,417,280	906,016	67,226	59,277	1,048,899	3,498,698	5,754.4
	茨城	281	557,731	266,366	23,511	22,587	488,621	1,358,816	4,835.6
	奈良	139	249,045	155,163	12,457	12,262	226,326	655,253	4,714.1
定員1人当 たりの業務 対象数が低い事務局	富山	196	152,353	82,176	17,345	17,066	219,382	488,322	2,491.4
	福井	153	111,939	54,344	15,269	14,733	159,011	355,296	2,322.2
	島根	153	93,762	50,176	12,458	12,260	179,735	348,391	2,277.1
	高知	173	132,777	47,078	11,697	11,666	175,576	378,794	2,189.6
	鳥取	125	84,785	41,927	9,175	9,088	125,315	270,290	2,162.3

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「定員」(a欄)は平成14年度末定員で、「第1号被保険者数」(b欄)から「基礎年金受給権者数」(f欄)までは、平成13年度末の数である。

勧告要旨

- 業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討すること。